

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2023年 5月 10日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

提出者 小松陸送株式会社 櫛形生コン工場

住 所 山梨県南アルプス市十日市場890-1

氏 名 代表取締役 小松 勝治

電話番号 055-284-1235

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	小松陸送株式会社 櫛形生コン工場
事業場の所在地	山梨県南アルプス市十日市場890-1
計画期間	2023年4月1日～2024年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	生コンクリート製造業 産業分類(E類2122)
② 事業の規模	年商 3.6億円
③ 従業員数	21名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<pre>graph TD; A[コンクリート製造] --> B[現場]; B --> C[残コン発生]; C --> D[工場にて硬化]; D --> E[ケーキ発生]; E --> F[脱水機]; F --> G[ミキサー車洗浄水]; F --> H[水は再利用]; G --> I[スラッジ水発生]; I --> J[処理業者へ]</pre>

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

社内標準化委員会

大気
 水質
 騒音
 特定化学物質取扱者
 中間処理技術管理者

代表取締役

専務取締役

常務取締役

☆

工場長

資材係 輸送係

- ① 廃棄物の管理は工場長が行う。
- ② 廃棄物は工場から出荷する前に必ず受入側の状態を確認する。
- ③ 出荷には廃棄物運搬確認証とマニュフェストを携帯すること。
- ④ 工場長は帰ってきたマニュフェストを整理し、出荷量を管理する。
- ⑤ 廃棄物はコンクリートがらくずとする。
- ⑥ 一般廃棄物は分類して個々の受取業者に渡す。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（4年度）実績】

産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
排 出 量	4526.67 t	t

① 現状

(これまでに実施した取組)

ユーザーとの受注時の再確認の徹底と、戻りコンクリート再利用化の検討。

戻りコンクリートに対して有料化を検討する。

【目標】

産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
排 出 量	4500	t

② 計画

(今後実施する予定の取組)

コンクリートがらくずと一般廃棄物の仕分けをはっきり区別する取引先に残コンが発生しないよう、受注する。

産業廃棄物の分別に関する事項

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

コンクリートがらくずと一般廃棄物の仕分けをはっきり区別する。コンクリート以外の廃棄物は種類ごとに専門業者に渡し、マニュフェストを発行する。

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

廃プラスチック類、鉄類、オイル類、バッテリー、タイヤ等は専門業者に処理を依頼する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
③ 計画	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら・く ず	
	全処理委託量	4526.67 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	4526.67 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			
納入業者へ残コンに対する処理量の軽減依頼			

【目標】		
② 計画	産業廃棄物の種類	コンクリートがら・くず
	全処理委託量	4500 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t
	再生利用業者への 処理委託量	4500 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
(今後実施する予定の取組)		
納入業者に残コンに対する処理量の軽減依頼を再三すること。		
※事務処理欄		

(第6面)

(任意) 事業系一般廃棄物に関する事項

自ら行う事業系一般廃棄物の処理施設への搬入に関する事項							
① 現状	【前年度（ 年度）実績】						
	一般廃棄物の種類	可燃物	不燃物				
	排出量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
(これまでに実施した取組)							
② 計画	【目標】						
	一般廃棄物の種類	可燃物	不燃物				
	排出量	kg	kg		kg	kg	kg
(今後実施する予定の計画)							
許可業者への処理の委託に関する事項							
① 現状	【前年度（ 年度）実績】						
	一般廃棄物の種類						
	排出量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
(これまでに実施した取組)							
② 計画	【目標】						
	一般廃棄物の種類						
	排出量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
(今後実施する予定の計画)							

備考

(第1面)～(第5面)について(法で定める事項)

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(第6面)について(事業系一般廃棄物に関する事項で記入は任意です)

- ・事業系一般廃棄物に関し減量の取組みを行っている、又は今後取組む方は記入をお願いします。
- ・一般廃棄物の種類については、「紙」、「びん」、「缶」等で分別している場合は、その区分の記載をお願いします。細かく分別していない場合は、「可燃物」、「不燃物」等の記載をお願いします。
- ・同封しました「トライ産廃スリム」の対象として、事業系一般廃棄物も含まれます。